

会員各位

一般社団法人宮城県作業療法士会

学術局長 荒井隆徳

令和 8 年度一般社団法人宮城県作業療法士会研究等助成事業

「作業療法の発展と県民の保健・医療・福祉に寄与する」を基本テーマとした研究・実践（取り組み）等への助成

一般社団法人宮城県作業療法士会（県士会）では、健康で幸福な長寿社会に貢献することを目的に「作業療法の発展と県民の保健・医療・福祉に寄与する」を基本テーマに個人またはグループに研究助成を行います。

研究助成の対象となる方は、県士会の会員で宮城県において作業療法を実践している者、作業療法士養成の教育に携わっている者、研究者に限らず保健・医療・福祉の分野で作業療法の実務に携わっている者とし、多数の方の応募を期待しております。

I . 助成対象の課題

次の 1 つの課題に関する研究、実践（取り組み）に助成する。

1. 県士会が挙げた課題に関する研究または実践（取り組み）
2. 県士会の活動の目的及び推進に寄与する研究または実践（取り組み）

II . 助成期間と助成金額

助成期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとし、1 件当たりの平均助成金額は 20 万円以内とする（2 事業を予定）。中間時点（助成開始から 1 年後）および助成終了時に、研究成果（実績）の報告を行うものとする。また、助成終了後 1 年以内に、学術誌『みやぎ作業療法』への投稿を義務付ける（研究代表者が執筆すること）。助成対象となる経費については、別紙「研究助成金の対象科目」を参照のこと。

III . 応募資格

1. 主任研究者は県士会員で応募時に今年度までの会費を納入している者（正会員歴が 3 年以上）
2. 共同研究者は県士会員で今年度までの会費を納入している者
3. 他県士会の作業療法士は共同研究者として応募できる
4. 他職種者は共同研究者として応募できる

IV. 応募方法

1. 申請書および研究計画書

県士会所定の申請用紙（コピー使用可）を県士会ホームページ（URL <http://www.miyagi-ot.jp/>）よりダウンロードしてください。ダウンロードした申請書に必要事項を記入し、作成した申請書は下記メールアドレスに添付し送信してください。申請書の受付後、担当より受領メールを送信させていただきます。

2. 応募の期間（メールによる応募）

令和7年8月1日 ～ 令和7年9月30日

送信先： 宮城県作業療法士会 学術部研究助成班 佐々木宏晃 宛

E-mail：h.sabcdbnzab@gmail.com

※ メール送付の際は、ccに県士会事務所（miyagi-ot@comet.ocn.ne.jp）を追加すること。

V. 助成決定の方法

1. 助成決定の方法

県士会の選考委員会にて厳正かつ公正なる選考を行い、県士会理事会にて決定する。なお、申請受付後に研究内容を補完するための詳しい書類の提出をお願いすることがある。また、研究費等は研究内容を選考委員会で吟味し変更・削減などを含めて理事会で決定する。

「採・否」の結果は理事会後直ちに文書にて通知する。但し、その理由に関する問い合わせには応じかねますので予めご了承ください。

VI. 著作権とデータの二次的使用

課題研究実績報告書・掲載論文等の著作権（著作人格権、著作財産権）は報告者（著者）に帰属するものとする。報告者は、一般社団法人宮城県作業療法士会に、協会が公益事業に役立てるために行うデータの二次的使用と、成果報告書・掲載論文の転載許諾の権利を譲渡する。

VII. 対象経費

1. 申請できる研究経費

研究計画の遂行に必要な経費および研究成果の取りまとめに必要な経費。

研究課題に対し、20万円を上限とする。なお、対象経費が必要な理由が分かるよう、以下の勘定科目を参考に、できる限り具体的に研究計画書内に記載してください。

（例：研究費の大半（7割以上）を機器備品費に充てないようにしてください）

助成金の使途

1. 人件費	研究活動における資料整理、実験、測定、実態調査、集計作業等の研究補助作業員、実践における補助作業員に対する謝金費（学生補助業務：宮城県の最低賃金に10円未満の端数がある場合は、繰り上げて適用してください、一般研究補助業務：時給900～950円、専門性を伴う研究補助業務は専門性に応じて設定可） ＊人件費領収書（出勤簿）作成
2. 交通費	出張（調査、会議等）に伴う交通費（自家用車使用時 10km=200円として往路+復路の距離【端数繰上げ】をもとに計算）

3 . 宿泊費	甲地方：上限13,100円／泊、乙地方：上限11,800円／泊 ＊宮城県作業療法士会 会計内規に準ずる
4 . 機器備品費	研究のための機器、備品費 耐用年数1年以上で、取得価格が3万円以上のもの。ただし、換金性の高い物品（PC、タブレット、デジタルビデオカメラ、3Dプリンター、ビデオ、録画機器、治療機器など）は、研究費で購入したことを会計報告の際に明記する
5 . 委託費	質問紙調査、データ集計・処理、実験等を外部に委託する際の経費
6 . 借料・損料	会議会場等の借料、レンタル費（PC、自動車、実験機器等）
7 . 会議費	会議の際の弁当費等 2 時間以上：上限 600円 2 時間未満：上限 200円
8 . 資料費	研究のための書籍、論文等の購入費
9 . 印刷費	研究のための調査票、集計表等の印刷費および研究のための書類の複写費
10. 通信運搬費	通信費（切手、電話等）および機器等の運搬費、切手代、宅配便代、振り込み手数料
11. 消耗品費	研究のための一般事務用文具、実験のための部材・部品等の消耗品費、小額の器具・備品費等（10万円未満の物品）
12. その他経費	その他の研究で必要となる経費

Ⅷ. 応募に当たっての留意事項

① 研究倫理について

本制度への応募にあたっては、研究倫理教育研修 例：日本学術振興会「研究倫理eラーニングコース」等の受講修了が必要。詳細は、協会ホームページ「研究倫理教育の受講のお願い」を参照。必要に応じて、これらの事項に関する証明を研究者にお願いすることがある。

＊研究倫理教育について：https://www.jaot.or.jp/member/from_assoc/detail/576/（無料で受講可能）

② 県士会の活動の目的及び推進に寄与する研究または実践（事業の取組み）について

研究責任者は、被験者に対する説明の内容、同意の確認方法、その他のインフォームド・コンセントの手續に必要な事項を研究計画に記載しなければならない。

この場合において、当該臨床研究の実施に伴い被験者に生じた健康被害の補償のための保険、その他の必要な措置を講じなければならない。また、当該臨床研究の実施に伴い被験者に生じた健康被害の補償の有無を研究計画に記載しなければならない。（安全の確保・危機管理対策）

③ 不正経理等および研究不正への対応について

（ア）不正経理等に伴う助成金の交付の制限について

研究者が助成金の不正経理又は不正受給（偽りその他不正の手段により助成金を受給することを行う）により、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合については、その後一定期間、当該研究者は助成金の交付の対象外となり、研究分担者となることもできない。

(イ) 研究上の不正について

研究は、事実に基づく研究成果の積み重ねの上に成り立つ壮大な創造活動であり、この真理の世界に偽りを持ち込む研究上の不正は、科学技術およびこれに関わる者に対する信頼性を傷つけるとともに、研究活動の停滞をもたらすなど、作業療法の発展に重大な悪影響を及ぼすものである。

そのため研究者は、所属する機関の定める倫理綱領・行動指針、日本作業療法士協会の示す作業療法士の行動規範等を遵守し、高い倫理性を持って研究に臨むことが求められる。

このため助成金においては、研究上の不正を防止しそれらへの対応を明示するために、不正に対して助成金の打ち切り及び返還、一定期間交付の対象外とする、申請の不採択、不正の内容および措置の公表、必要に応じ他団体への情報提供等の対応を行う。

④経費の混同使用の禁止について

他の経費（他の補助金等）に助成金を加算して、1個または1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできない。

⑤研究計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点について

各府省が定める法律・省令・倫理指針等を遵守すること。またこれらの法令等に違反して研究事業を実施した場合は、採択の取り消しまたは助成金の交付決定取り消し、返還等の処分を行うことがある。

⑥研究期間中の宮城県作業療法士会会費の納入について

研究代表者及び県士会員である研究分担者は、研究期間中の宮城県作業療法士会費を期日までに納入しなければならない。遵守されない場合は、採択の取り消しまたは助成金の交付決定取り消し、返還等の処分を行うことがある。

⑦研究後の「みやぎ作業療法」への投稿について

助成終了後1年以内に、学術誌『みやぎ作業療法』への投稿を義務付ける（研究代表者による執筆）。投稿できない場合は、助成金全額の返還を求める場合がある。

☆そのほかの詳細は県士会ホームページにて資料をご確認ください。

☆お問い合わせに関しては「ホームページお問い合わせ」フォームよりお問い合わせください。後日、担当者より返答致します。